

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) NEC 府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：日本電気株式会社
代表者：取締役 代表執行役社長 兼 CEO 森田 隆之
所在地：東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) NEC 府中事業場整備計画
種 類：工場の設置
- 対象事業の所在地
東京都府中市日新町一丁目 10

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は約7年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、教育施設や住宅と隣接している地点もあることから、各段階における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。